

業務規程

(平成 30 年 8 月 1 日制定)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この業務規程は、定款 4 条 2 項に基づいて、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号。以下「銀行法」という。）第 52 条の 61 の 19 第 3 号に規定する業務の実施の方法を定めることを目的とする。

第 2 章 本協会の業務

(会員の法令等の遵守に係る業務)

第 2 条 本協会は、会員が電子決済等代行業の業務を行うにあたり、銀行法その他の法令並びに本協会の諸規則（これらに基づく細則、指針、決議等を含む。以下「法令等」という。）の規定を遵守させるため、調査、監査、指導、勧告その他の業務を行うものとする。

2 本協会は、会員に対する調査又は監査を実施することにより、当該会員の法令等の遵守状況の把握に努めるものとする。

3 本協会は、前項の規定に基づき実施した調査又は監査の結果、会員の法令等の遵守状況が不適切であると認められる場合には、当該会員に対して、「規律委員会設置運営規則」に定めるところにより、必要な指導、勧告を行うものとする。

4 本協会の会員に対する監査の実施については、「監査規則」に定めるところによるものとする。

(会員が営む電子決済等代行業の業務の適正性確保等に係る本協会の業務)

第 3 条 本協会は、会員が営む電子決済等代行業に関し、契約の内容の適正化その他電子決済等代行業の利用者の利益の保護、業務の適正化、その取り扱う情報の適正な取扱い、及び安全管理を図るため、必要な調査、監査、指導、勧告その他の業務を行うものとする。

2 本協会は、会員に対する調査又は監査を実施することにより、当該会員の業務運営状況の把握に努めるものとする。

3 前条第 3 項の規定は、前項に規定する会員の業務運営状況の調査又は監査について準用する。

4 本協会が第 2 項に規定する会員に対する調査又は監査を実施する場合についても、監査規則に定めるところによるものとする。

(会員に対する監査、処分等)

第 4 条 本協会は、会員の法令若しくは法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則等の遵守状況の監査、並びに業務の実施状況及び財産の状況等の監査を行うものとする。

2 本協会は、前項の規定に基づき会員に対する監査を行った結果、当該会員の法令違反の事実を把握した場合には、定款、規律委員会設置運営規則及び正会員の処分等に関する規則に定めるところにより、当該会員に対し処分その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 本協会が第 1 項に規定する会員に対する監査を実施する場合の具体的な取扱いについては、監査規則に定めるところによるものとする。

(苦情の処理)

第 5 条 本協会は、会員が行う電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理に係る業務を行うものとする。

2 本協会は、前項の業務を公正中立な立場から処理に努めるものとする。

3 第 1 項の苦情の処理に係る業務は、苦情解決支援規則及び苦情解決支援処理細則に定めるところにより行うものとする。

(外部委託)

第6条 本協会は、第2条ないし第4条に定める調査又は監査及び前条に定める苦情の処理を、当該業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有する者に委託できるものとする。

2 本協会は、前項に関わらず、会員の処分に関する業務以外の業務の一部を第三者に委託することができる。

3 本協会は、前2項の委託に当たっては、協定書等当該業務の委託に必要な契約を締結するものとする。

(規則の制定、改正又は廃止)

第7条 本協会は、会員が営む電子決済等代行業の契約の内容の適正化その他電子決済等代行業の利用者の利益の保護、業務の適正化、その取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理を図ること、健全な発展及び利用者の保護に資するための自主規制規則及び本協会の業務遂行のための協会運営規則その他の規則の制定、改正又は廃止を行うものとする。

2 前項に規定する規則の制定、改正又は廃止は、規則において制定又は改正若しくは廃止の権限を持つ者の定めがある場合又は別段の理事会の決議がない限り、理事会の決議により行うものとする。

(利用者への広報及び知識の普及、啓発)

第8条 本協会は、会員が営む電子決済等代行業の理解を深めるため、広告、ホームページ、各種出版物の刊行、各種統計資料の作成・公表等による広報活動を行い、その周知と知識の普及、啓発に努めるものとする。

2 本協会は、前項以外の、電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集整理、及び提供に資するための業務を実施することができるものとする。

(その他の業務)

第9条 本協会は、前各条(第1条を除く。)に規定するもののほか、会員が営む電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の保護に資するため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 正会員と金融機関との間の連携に係るチェックリスト、電子決済等代行業に係る契約書面等のひな型の整備、及び電子決済等代行業に係る業務ガイドライン等の策定

(2) 金融APIに関する普及・啓発のための関連事業者及び利用者への広報その電子決済等代行業に関する広報、普及啓発

(3) 国内外の金融API技術に関する調査又は監査・研究、活用する技術の標準化に関する業務

(4) 電子決済等代行業に関する研修会、講習会等の開催

(5) 定款第4条第1項に規定する業務を実施するために必要な指導及び勧告

(6) その他本協会の目的並びに電子決済等代行業の健全な発展及び電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

第3章 その他

(個人情報保護に係る体制整備)

第10条 本協会は、その業務を遂行するために取り扱う個人に関する情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るため、個人情報の安全管理等に関する規則を定めることにより、適切な管理体制を整備するものとする。なお、本協会は、その業務を遂行するために取り扱う個人に関する人種、信条、門地又は本籍地等についての情報その他の特別な非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、本協会の業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的に利用しないものとする。

附 則

この規程は、理事会の決議の日（平成 30 年 8 月 1 日）から施行する。

令和 4 年 12 月 22 日 一部改正